

産業廃棄物処分業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

佐世保市長 〇〇〇〇 様

申請者

住所

長崎県佐世保市〇〇町123番地

氏名

株式会社長崎県クリーン

代表取締役 長崎太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号(TEL) 0956-12-1234

(FAX) 0956-12-3456

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	中間処理(破碎) ①木くず(このうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上1種類 最終処分(安定型埋立) ①廃プラスチック類、②金属くず、③がれき類(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上3種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 長崎県佐世保市〇〇町123番地 電話番号 0956-12-1234 事業場 長崎県佐世保市〇〇町123番地、124番地、125番地 電話番号 0956-12-1234
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	木くずの破碎施設 安定型最終処分場 設置場所:長崎県佐世保市〇〇町124番地 設置場所:長崎県佐世保市〇〇町125番地 設置年月日:平成30年6月1日 設置年月日:平成30年4月1日 処理能力:20t/日(8時間) 面積:10,000.0m ² 許可年月日:平成30年4月1日 容量:50,000.0m ³ 許可番号:佐世保市指令30廃指第〇号 許可年月日:平成30年3月1日 許可番号:佐世保市指令30廃指第△号
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	保管場所:長崎県佐世保市〇〇町124番地 面積:100.0m ² 産業廃棄物の種類:木くず(このうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 保管上限:125.0m ³ 高さ:2.5m
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事務処理欄	※ 記載しないこと

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	長崎県	04200000000
		※ 許可を有していない場合は「該当なし」と記載
申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
(かぶしががいしゃながさきけんクリーン) 株式会社長崎県クリーン		長崎県佐世保市〇〇町123番地
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者なし		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
該当者なし		
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
該当者なし		
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
(ながさきたろう) 長崎 太郎	昭和12年12月12日 代表取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県佐世保市〇〇町1番地1
(ながさきはなこ) 長崎 花子	昭和15年11月11日 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県佐世保市〇〇町1番地1
(ながさきじろう) 長崎 次郎	昭和45年9月9日 取締役	長崎県〇〇市〇〇町1番地 長崎県佐世保市〇〇町1番地1

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式 の総数	1,000株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所
(ながさきたろう) 長崎 太郎	昭和12年12月12日	500株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		50/100	長崎県佐世保市〇〇町1番地1
(ながさきはなこ) 長崎 花子	昭和15年11月11日	200株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		20/100	長崎県佐世保市〇〇町1番地1
(ながさきじろう) 長崎 次郎	昭和45年9月9日	100株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		10/100	長崎県佐世保市〇〇町1番地1
(ながさきさぶろう) 長崎 三郎	昭和45年9月9日	100株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		10/100	長崎県佐世保市〇〇町300番地3
(ながさきいちろう) 長崎 一郎	昭和41年1月11日	50株	長崎県〇〇市〇〇町1番地
		5/100	長崎県佐世保市〇〇町100番地1
(かぶしがいいいしゃ〇〇さんぎょう) 株式会社〇〇産業	(設立年月日) 昭和47年8月30日	50株	
		5/100	長崎県〇〇市〇〇町5番地

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
(ながさきごろう) 長崎 五郎	昭和50年3月3日	長崎県〇〇市〇〇町1番地
	営業部長	長崎県佐世保市〇〇町500番地1

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 佐世保市長が定める部数（1部）を提出すること。

※手数料欄 ※ 記載しないこと